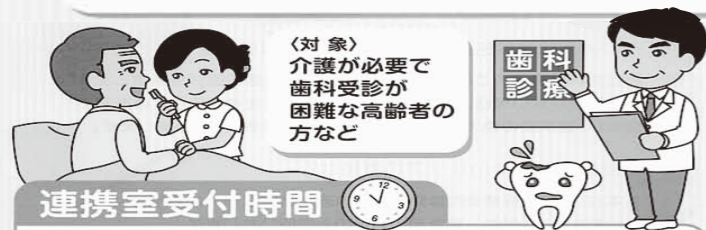


釧路歯科医師会には在宅歯科医療連携室があります!

ご自宅・施設で お口・歯の悩みごとを かかえていませんか?

- 歯が痛い
- 入れ歯が合わない
- うまく口腔ケアができない
- 歯ぐきが腫れた
- うまく食べられない
- 食事介助がむずかしい
- 食事に時間がかかる

こんなお悩みをお持ちの方は
今すぐご相談ください!



〈対象〉
介護が必要で
歯科受診が
困難な高齢者の
方など



釧路歯科医師会では、平成25年8月から「在宅歯科医療連携室」を開設しました。

介護が必要な方や、そのご家族、介護施設・事業所の職員の方々、医師・看護師などの医療関係者の方々からの「歯科治療」や「口腔ケア」などに関する相談をお受けしています。専任の相談員(歯科衛生士)が対応し、相談は無料です。

どのような悩みごとでも構いませんので、お気軽にご相談ください。

連携室受付時間

月曜日～金曜日 10:00～17:00

電話・FAX (0154) 41-7979

※まず、お電話でご相談ください。

釧路市城山2-2-15 ※専任の相談員(歯科衛生士)が対応します



ご家庭における節電のお願い

平素より弊社事業にご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

この冬におきましては、泊発電所の再稼働が見込めない場合を想定し、さまざまな電力需給対策に最大限取り組むことにより、最低限必要な供給予備率は確保できる見通しです。

しかしながら、発電設備の計画外停止リスクや、冬の北海道における万が一の電力需給の逼迫は、生命、安全を脅かす可能性があることを踏まえ、多重的な対策を講じてまいります。

お客さまには大変なご不便とご迷惑をおかけいたしますが、引き続き節電にご協力を賜りますようお願い申し上げます。



ご家庭で節電をお願いしたい 期間・時間帯・量

12月9日(月)～3月7日(金)の平日*1
16時～21時において

6%以上*2の節電にご協力をお願いします。

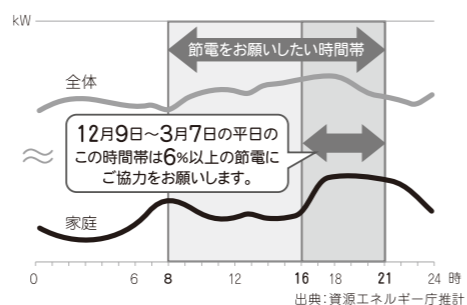
- *1 12月30日(月)～1月3日(金)を除く
- *2 2010年度の実績との比較
- 上記の期間・時間帯を除く12月2日(月)～3月31日(金)の平日8時～21時においても、数値目標は設けませんが、無理のない節電にご協力をお願いします。
- 冬季の北海道は夜間も電力需要が高い水準にあるため、上記以外の時間帯についても、可能な範囲での節電をお願いします。

節電にご協力いただきたい 電気製品

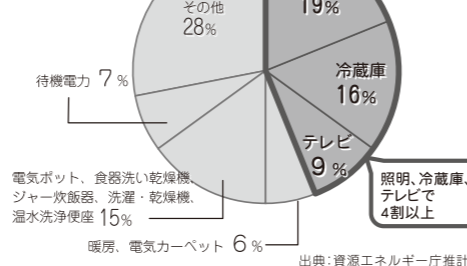
照明、冷蔵庫、テレビなどを中心に、普段お使いの電気製品について節電のご協力をお願いします。また、外出の際には待機電力などの削減もお願いします。

ご家庭では冬の19時に平均で約1,000Wの電力を消費しており、照明、冷蔵庫、テレビで4割以上を占めています。外出中の場合でも、冷蔵庫、温水洗浄便座、待機電力などにより、平均で約250Wの電力を消費しています。

冬の北海道における平日のご家庭での電気の使われ方(イメージ)



冬のご家庭での消費電力(19時)



冬季間の暖房費助成申請はお早めに

11月1日から、福祉灯油等購入事業の申請受け付けを行っています。助成を希望される方は、お早めに申請をお願いします。

□助成の対象

11月1日現在、本町に住民票がある方で、町民税が非課税である次のいずれかに該当する世帯です。

- 高齢者世帯……11月1日時点で、70歳以上の方のみの世帯(70歳以上の方と18歳以下の児童のみの世帯も含む)
- 障がい者世帯…療育手帳A判定の交付を受けている方がいる世帯
身体障害者手帳1級、および2級の交付を受けている方がいる世帯
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯
- ひとり親世帯…18歳未満の児童とその父、または母のいずれか一方によってのみ構成されている世帯

□対象とならない場合

- 施設入所している方みの世帯
- 上記の障がい者の方と住民票上は同一の世帯でも、実際は別居である場合
- 住民票上は高齢者世帯でも、18歳以上の子などと事実上は同一世帯である場合
- 生活保護を受けている世帯

※要件によっては該当とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

□助成の内容

灯油100リットル分(20リットル分×5枚)を交付します。

石炭など灯油以外の暖房燃料の場合は、平成25年11月1日現在の町の灯油購入価格に100を乗じた額(10円未満切り捨て)を助成します。

□助成の方法

弟子屈町内の契約業者で灯油などを購入できる『福祉灯油等購入券』(灯油20リットル分×5枚)を交付します。

□申請方法

申請は1月31日(金)まで受け付けします。

助成を希望される方は、印鑑をお持ちの上、役場福祉こども課社会福祉係、または川湯支所で申請してください。灯油以外の暖房燃料による申請の際には、書類の添付が必要となる場合があります。

□申請・問い合わせ先

- 役場福祉こども課社会福祉係 ☎482-2921(課直通)
- 川湯支所 ☎483-2043

水道料金の助成を行っています

町では町内在住の高齢者世帯など、次の対象世帯の方に水道料金の一部助成を行っています。

対象世帯に該当する方で、助成を希望される場合はお申し出ください。

昨年度この助成金を受給している方は、世帯状況に変動がない限り自動的に継続しますので、あらためて申請する必要はありません。

▶対象世帯/本町に住民登録をし、水道料を納付している世帯で次のいずれかに該当する世帯。ただし、生活保護法による生活扶助を受けている世帯を除きます。

- ①身体障害者等世帯/身体障害者手帳(1級または2級)、または療育手帳(A判定)、精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている方のいる世帯。
- ②母子世帯/配偶者のいない女性が18歳未満の子を扶養している世帯。
- ③高齢者世帯/70歳以上の方のみの世帯(夫婦の場合は一方が70歳以上でその配偶者が65歳以上の世帯を含む)・70歳以上の方と18歳未満の子や孫などのみの世帯。

▶助成金額/月額300円(年額3,600円)

※年度途中から対象世帯に該当となった場合は、その月から助成します。

▶申請方法/3月7日(金)までに、印鑑と振込先口座番号の分かるものをご持参の上、役場福祉こども課または川湯支所までお越しください。(来庁が困難な場合は電話連絡でも構いません)

問い合わせ先/役場まちづくり政策課政策調整係 ☎482-2913(課直通)

問い合わせ先/役場福祉こども課社会福祉係 ☎482-2921(課直通)